#### 浅口市社会福祉協議会 介護手当支給申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人浅口市社会福祉協議会 会 長 山 下 隆 志 殿

浅口市社会福祉協議会介護者手当支給要綱6条の規定により、介護手当の支給を受けたいので、関係書類 を添えて申請します。

対		E	£		名			対象分類
象者					男・	女	□要介護認 □知的障力	
		対針	象者の要介	護度又は障	がいの等	級		
			対象期間	内の入院入済	所等の期間	間		入院・入所先施設名
		年	月	日~	年	F	月	
		年	月	日~	年	Ę	] 目	
		年	月	日~	年	月	] 目	
(備	考)							

※ 支給は、暦月で1ヶ月に2/3以上の在宅での介護をされていることが必要になります。

#### 振込先記入欄

金融機関名	支店 預金種類		
	店	普通・当座・その他(	)
口座番号	名義(ふりがな)		
		(	)

・・・・・・・・・・・・・・・・以下社協記入欄・	
--------------------------	--

	□介護保険証又は要介護認定結果通知書の写し
	□身体障がい者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し
添付書類	□日常生活動作状況票(※障がい者手帳所持の方のみ)
	□市民税課税調査同意書
	□要介護度確認同意書

## 日常生活動作状況票(重度身体障がい者用)

ふりがな	(手帳の等級)	<b>※</b> ○を	してください
対象者氏名	1級	•	2級

項目	1 自分で可	2一部介助	3 全介助
歩行	□時間がかかっても、杖や 車いすなどを使って自 分で歩行(移動)できる	□手や肩を借りると歩ける	<ul><li>□できるだけ手をかりて</li><li>歩こうとするが、歩行は</li><li>不可能</li><li>□車いすに乗せての移動に</li><li>介助が必要</li></ul>
排泄	□自分で昼夜ともトイレでできる □昼はトイレで、夜はポータブルトイレを使って 自分でできる	□昼、夜とも手や肩を借りる とポータブルトイレで できる	□できるだけポータブル トイレでするように努め ているが、漏らすことが あり、やむを得ず常時 おむつを使っている □寝床を離れることができ ないので、やむを得ず常時 おむつを使っている
食事	□寝床を離れて自分で 食事ができる	□寝床を離れて、また座った ままで、介助してもらうと 食事ができる	□自分では食事ができない ので、すべて介助が必要
入浴	□時間がかかっても自分で 入浴できる	□自分で入浴しているが、 洗う時や浴槽の出入りに は介助が必要	□自分ではできないので、 入浴はすべて介助が必要
着脱衣	□時間がかかっても自分で 着脱できる	□手を貸すと着脱できる	□自分では着脱ができない ので、すべて介助が必要

上記対象者の状態について、記載の内容に相違ないことを証明します。

証明	病院・事業所名	電話 ( ) -
証明者欄	職種	
	証明者氏名	

※証明が可能な職種は、以下のいずれかの方になります。

医師・介護支援専門員・相談支援専門員・保健師・医療ソーシャルワーカー・精神保健福祉士

## 日常生活動作状況票 (重度知的障がい者用)

ふりがな	(療育手帳の等級	) ※(	○をしてください
対象者氏名	A	•	В

項目	自立 (0点)	一部介助 <i>(1点)</i>	全介助 (2点)
垻日	目立(0点)	一部升助(1点)	
食事	<ul><li>□一人で外食できる</li><li>□食卓の大皿から適量を取って</li><li>食べることができる</li></ul>	□箸を使ってどうにかこぼさず に食べることができる	□スプーンを使えば食べることができる □箸を使ってこぼしながらでも 食べることができる □自分ではできない
洗 面	□自分でできる □必要に応じて一人でできる	□歯をみがくことができる	□手は洗える □顔は洗える □自分ではできない
排泄	<ul><li>□便器やその周辺をきれいに使える</li><li>□外出時、知らない所でもトイレを探して用を足すことができる</li><li>□生理の後始末ができる(女子)</li></ul>	□排便が一人でできる (後始末まできちんとする) □生理の後始末を指示すれば できる(女子)	□時間を決めてトイレに行けば 用を足せる □大小便を予告する □排尿を一人でする □排便の後始末が不十分ながら できる □自分ではできない
着脱衣	<ul><li>□寒暖に応じて服装を調整できる</li><li>□場所に応じた服装をすることができる</li></ul>	□ボタンがかけられる □ファスナーをかみ合わせて 引き上げることができる □普段着る服の前後裏表を 間違わずに着ることができる	□セーターなどの簡単な服なら 脱げる □セーターなどの簡単な服なら 着られる □自分ではできない
入浴	<ul><li>□一人で入浴できる</li><li>□洗髪できる</li><li>□背中が洗える</li></ul>	□体の手の届くところは洗える	□手や顔なら洗える □自分ではできない
	□刃物・火の危険が分かる	□刃物・火の危険が少しは分かる	□刃物・火の危険が分からない
危 険	□屋外での危険(交通事故など) から身を守ることができる	□屋外での危険(交通事故など) から不十分ながら身を守ること ができる	□屋外での危険(交通事故など) から身を守ることができない
会話	□家族と日常会話ができる □家族以外のものと日常会話が できる	□家族と簡単な会話ができる □家族以外のものと簡単な 会話ができる	□家族に通じない □家族以外のものに通じない

上記対象者の状態について、記載の内容に相違ないことを証明します。

証明	病院・事業所名	電話 ( ) -
明者欄	職種	
	証明者氏名	(fi)

※証明が可能な職種は、以下のいずれかの方になります。

医師・介護支援専門員・相談支援専門員・保健師・医療ソーシャルワーカー・精神保健福祉士

## 日常生活動作状況票 (重度精神障がい者用)

ふりがな	(手帳の等級) ※○をしてください
対象者氏名	1級 · 2級

項目	自立 (0点)	一部介助 <i>(1点)</i>	全介助 (2点)
適切な 食事摂取	□介助、見守り等なしに 自分で食事ができている	□食事をするように促すなど、 声かけ・見守りが必要	□自分では全く摂取できない
身辺の 清潔保持	□はみがき・洗顔・整髪・ 爪切りなどを自分で行える	□常時の見守りや確認、強い 促しが必要	□強い助言や指導をしても 行わない
金銭管理 と買い物	□自分の所持金(通帳や小 銭)の入出金の管理や買い 物を自分で行える	□金銭の管理や商品の選定 に助言や指導が必要	□金銭の管理ができない
通院と服薬	□定期的に通院し、薬を飲む 時間や飲む量を理解し、 自分で服用できる	□通院や薬を飲む量の指示 や確認が必要	□通院や薬を飲む時間や 飲む量を理解していない
他人との 意思伝達・ 対人関係	□誰にでも意思の伝達が できる	<ul><li>□特定の人に対してであれば、</li><li>意思の伝達ができる</li></ul>	□意思の伝達ができない
身辺の 安全保持・ 危機対応	□刃物・火の危険が分かり 屋外での危険(交通事故な ど)から身を守ることが できる	□刃物・火の危険が少しは 分かり、屋外での危険(交 通事故など)から不十分な がら身を守ることができる	□刃物・火の危険が分からず 屋外での危険(交通事故な ど)から身を守ることも できない
社会的手続き や公共施設の 利用	□社会的手続きや公共施設の 利用が1人でできる	□社会的手続きや公共施設の 利用が声掛けや部分的な 介助があればできる	□社会的手続きや公共施設の 利用が1人ではできない
趣味・娯楽への関心 文化的社会的 活動への参加	□自分で意思決定ができ、 行事等への参加ができる	<ul><li>□声かけ等があれば、行事等</li><li>への参加ができる</li></ul>	□他者と交流することを拒み、 行事等へ参加できない

上記対象者の状態について、記載の内容に相違ないことを証明します。

証明者欄	病院・事業所名	電話 ( ) -
	職種	
	証明者氏名	即

※証明が可能な職種は、以下のいずれかの方になります。

医師・介護支援専門員・相談支援専門員・保健師・医療ソーシャルワーカー・精神保健福祉士

# 課税調査同意書

私は、浅口市社会福祉協議会の「介護手当支給」を受けるため申 請いたしました。

つきましては、支給の可否を受けるにあたり、世帯の最新の 市民税の課税状況について、調査することに同意いたします。

令和 年 月 日

浅口市長 栗山康彦殿

申請者

住所 浅	口市			
氏名				EI
生年月日	左	F.	月	日

#### (様式第7号)

# 要介護度確認同意書

浅口市社会福祉協議会の「介護手当支給」を受けるため、下記の 件について確認することに同意いたします。

令和 年 月 日

浅口市長 栗山康彦殿

## ○確認事項

令和 年 月から令和 年 月までの要介護状態区分